**入　　　札　　　書**

入札日　令和　　　年　　　月　　　日

足　利　市　長　　宛て

住所（所在地）

商号又は名称

氏名（代表者名）

上記代理人

足利市契約規則、仕様書、指示書、業務期限表、個人情報取扱特記事項及び現場を熟知のうえ、次のとおり入札します。

（税抜き）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金　　　　　額 | 十億 | 億 | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 委託名 | 足利市個人住民税課税処理業務委託 |
| 委託箇所 | 足利市本城三丁目2145番地　足利市　税務課　事務室内 |

* 算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」を記入してください。
* 入札に際して必要な身分に関する確認書類をご用意ください。

代理人による入札の場合は、委任状を提出の上、代理人の身分に関する確認書類をご用意ください。

詳細は、入札に際して必要な身分に関する確認書類（別紙）をご確認ください。

* 金額の訂正は無効となります。
* 積算内訳書の積算と相違があるもの、積算内訳書の提出の無いものは無効となります。

**入札時の注意点**

**※ 入札書の金額の訂正は、無効となります。**

**※ 入札参加申請書受領確認通知書を持参してください。**

１　入札日時・場所・納入期限・仕様書を十分に確認してください。
入札当日は、時間までに指定場所へお集まりください。

２　入札書にあたり、身分に関する確認書類をご用意ください。

３　入札を代理人に委任される場合は、委任状を提出してください。

４　入札を代理人に委任される場合は、「入札書」に代理人の記名が必要です。
なお、代理人による入札の場合は、代理人の身分に関する悪人書類をご用意ください。

５　２･４の詳細については、別紙の「入札に際して必要な身分に関する確認書類について」をご確認ください。

６　入札書に加え、積算内訳書（指定の様式）も併せて提出してください。

７　入札書・積算内訳書は、消費税等抜きで記載してください。

８　入札書記載金額が予定価格を超える場合は、失格となります。

９　入札を辞退する場合は事前に辞退届を提出してください。

10　落札者は、その場で仕様の確認ができるカタログ等のコピーを提出していただきます。（マーカー等で場所を表示する）

|  |
| --- |
| 別紙 |

**入札に際して必要な身分に関する確認書類について**

**１．入札手続きを行う全ての方に、ご用意いただく本人確認書類**

　入札に際して、次の『本人確認書類』をご用意ください。

　なお、代理人が入札手続きをする場合は、代理人のものをご用意ください。

|  |
| --- |
| ア.入札手続きを行う方の身分を証明できる官公署が発行した書類（顔写真付き）【例】運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳 |

 アから１種類ご用意ください

|  |
| --- |
| イ.入札手続きを行う方の身分を証明できる官公署が発行した書類（顔写真なし）【例】健康保険証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、共済組合員証、マイナンバー通知カード |

 イから２種類ご用意ください

|  |
| --- |
| ウ.その他の本人名義の書類のうち特定のもの【例】学生証（顔写真付き）、従業員であることの証明書（顔写真付き）、国税又は地方税の納税通知書若しくは領収書、キャッシュカード、金融機関の預金通帳、クレジットカード |

 イとウからそれぞれ１種類ご

 用意ください

 ※ウから２種類は不可

**２．入札者が法人の場合に（入札手続きを行う方が代表者・代理人と問わず）、**

**ご用意いただく確認書類**

　入札に際して、法人の代表権限を確認させていただきますので、代表者事項証明書や商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

|  |
| --- |
| エ.法人の代表権限を有することを証する書面【例】代表者事項証明書、現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書、現在事項一部証明書（ただし役員区を請求したもの）、履歴事項一部証明書（ただし役員区を請求したもの）、商業登記簿謄本、役員欄のみの登記簿謄本 |

 エから１種類ご用意ください

|  |
| --- |
|  |

○氏名や住所に変更があった場合は、住民票等の変更内容を確認できる書類をご用意ください。

○必要に応じて口頭で質問をする場合や、他の本人確認書類を別途ご用意いただく場合があります。

○有効期限のあるものは、有効期限内のもの、証明書は発行から３カ月以内のものに限ります。

○上記の確認書類は写しでも可とします。

○押印を廃止した書類については、押印をしないことを強制するものではありません。押印されていても受け付けいたします。なお、その場合は上記確認書類による本人確認等は行いません。